

2015年(平成27年)10月12日号
NO.2700

(毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

GFネット流大家実践塾

162

ワンルーム区分投資はNGか? ①

不動産投資にはさまざま
な選択肢があり、新築VS
築古、地方VS都心など、
それぞれに主義主張と賛否
論がある。

なかでも、意見が分かれ
る代表は「ワンルーム区分」
投資だ。

先日、「新築・中古とも
にワンルームマンションへ
の投資はNG」という記事
を見かけ、NG派の意見を
上手に集約されていたの
で、それに関して解説して
みたい。

鉄部塗装、給排水管メンテ
ナのため積み立てられる。
では、これらの経費が一棟
物件には必要ないのか?

「否」

これらの出費は物件オーナーのコントロール下にあ
り、実施判断は自ら下すこ
とはできる。しかし、実施し
ない選択を行った場合は、
スラム化に伴う賃料低下や
空室増加、あるいは復旧に
かかる建物の深刻なダメー
ジといった問題と向き合う
ことになる。

鉄部塗装、給排水管メンテ
ナが過ぎると、建物価値がゼ
ロになり物件の価値が限り
なくゼロになる」(土地は
残るがあくまで「敷地権」
にしか過ぎず、売却や建替
えなど自分で土地活用をコ
ントロールできない)。

主張2 「法定耐用期間
が過ぎると、建物価値がゼ
ロになり物件の価値が限り
なくゼロになる」(土地は
残るがあくまで「敷地権」
にしか過ぎず、売却や建替
えなど自分で土地活用をコ
ントロールできない)。

(次回へつづく)

一棟物件にも必要な経費

管理費・修繕積立金の負担

NG派意見の要約

主張1 「管理費・修繕
積立金を払うと手取りが残
らず儲からない」

ワンルームの区分マンシ
ョンであれば、毎月合計1
万円程度の管理費と積立金
の負担が生じる。管理費は
共用部の日常清掃やゴミ捨
て場・自転車置き場の整理、
エレベーターの点検やメン
テナンスといった運営上か
かる諸経費に充てられ、修
繕積立金は十数年ごとに発
生する外壁塗装や、それよ
りも頻度の高い防水工事や

コストが毎月の経費として
カウントされるので運営費
が割高に見えがち。だが、
一棟物件できちんととした運
営をしようとすれば、実は
そんなに差がないというこ
とに気づく人はそう多くは
ない。

内々
GFネットでは、猪俣を



シーエフ・ネ
ット シニアコン
サルタント 猪俣
淳(CPM・CC
IM・一級建築士)

逆にいえば、そういった
建物の維持管理コストの負
担をすると手取りが残らな
いような賃料レベルの物件
は、区分、一棟にかかる
0・177・213までお
ず投資は困難であるとい
うことだ。

CFネットでは、猪俣を
始めとして、相続対策や土
地活用など不動産実務に精
通した講師の派遣も行って
おります。詳しくは012
0・177・213までお
問い合わせください。